

茨城県建設リサイクル推進行動計画2016

平成28年3月

茨 城 県

茨城県建設副産物リサイクル推進協議会

目次

1	計画策定経緯と必要性	
1. 1	本県における取組み	1
1. 2	計画策定の背景と目的	4
2	建設リサイクルの現状と課題	
2. 1	中期的, 広域的な主要課題	5
2. 2	建設廃棄物の現状及び課題	7
2. 3	建設発生土の現状及び課題	13
3	計画の基本的考え方	
3. 1	計画の対象等	15
3. 2	基本理念	15
3. 3	建設リサイクル法に基づく分別解体等・再資源化等の徹底	17
3. 4	計画の目標	17
4	関係者の役割	19
5	施策体系	21
6	具体的施策	
6. 1	民間が取り組むべき施策	22
6. 2	行政が取り組むべき施策	25
7	計画のフォローアップ	30
	用語解説	31
	参考資料	
	茨城県の建設副産物等の状況及びリサイクル状況(平成7~24年度)	36

1 計画策定経緯と必要性

1. 1 本県における取組み

本県では、平成2年2月に公共事業から発生する建設副産物の適正処理の促進と生活環境の維持及び向上に資することを目的として、「茨城県建設副産物処理対策協議会」を設置し、建設発生土、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊等の建設副産物についてリサイクルを中心とした各種施策を実施してきた。

平成4年7月には、公共工事における再生資源活用の原則化ルール（土木部長通知）を定めるとともに、同年8月に「茨城県建設副産物の利用の手引き」を作成し、建設副産物の効率的なリサイクル推進を図ってきた。

平成8年4月には、排出抑制の徹底、リサイクルの徹底、適正処理の推進の3つの原則を柱とした「茨城県建設副産物対策行動計画」を策定し、本県における建設副産物対策の推進を図るとともに、（一財）茨城県建設技術管理センター建設副産物リサイクル事業部との連携により、公共事業から発生する建設発生土の利用調整等を行ってきた。

平成10年3月には、建設発生土に関しての再使用を一層推進するため「建設発生土再利用要領」を定めた。

平成13年には、5月に官民一体となって建設副産物のリサイクルを推進するために茨城県建設副産物処理対策協議会を廃止し、「茨城県建設副産物リサイクル推進協議会」を設置した。

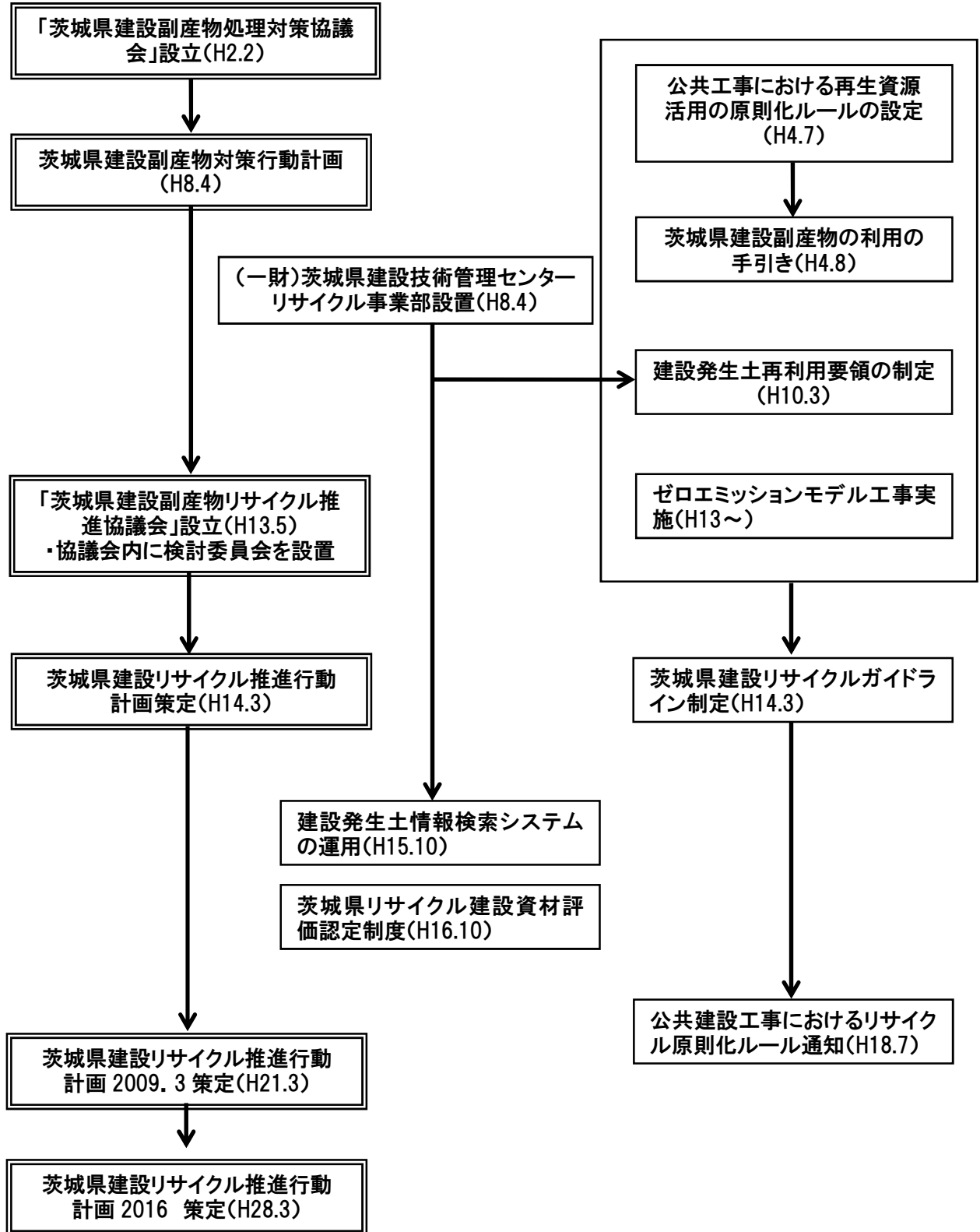
平成14年には、本県が実施するすべての建設工事における建設副産物のリサイクル推進を実現するため、計画設計段階から工事完了まで一貫したリサイクルシステムの構築を目的とした「茨城県建設リサイクルガイドライン」を策定した。

平成15年には、茨城県建設発生土情報検索システムの運用を開始し、建設発生土に関するリアルタイムの情報交換による更なる有効利用の促進を図っている。

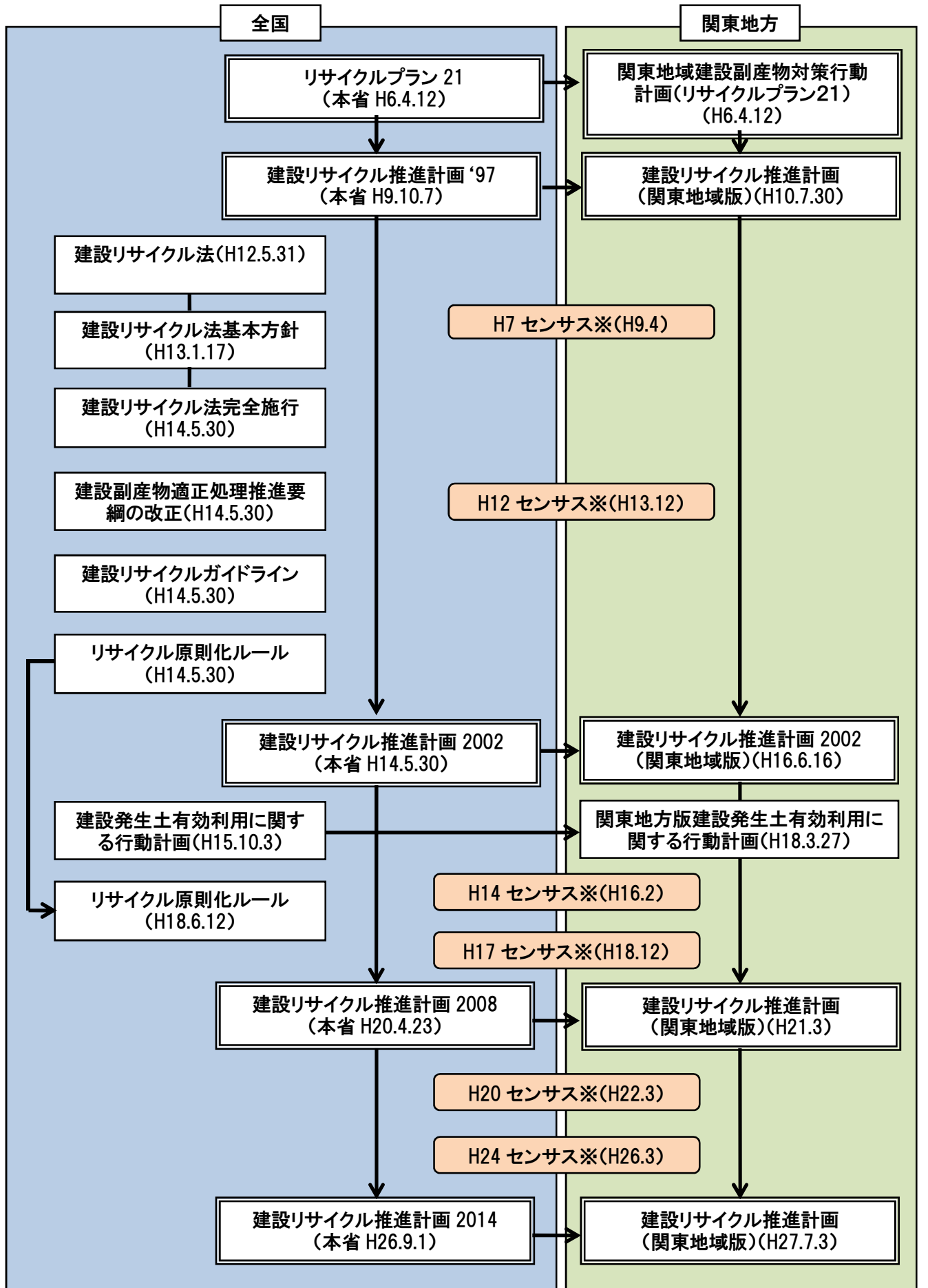
また、平成16年には、茨城県リサイクル建設資材評価認定制度（以下、「認定制度」という。）の運用を開始し、県の公共工事でリサイクル資材を率先利用することで循環型社会構築に取り組んでいるところである。

以上の計画策定に至る経緯を次頁のフロー図に示す。

県における建設リサイクル推進施策の経緯



〈参考〉国における建設リサイクル推進施策の経緯



※センサス:建設副産物実態調査

1. 2 計画策定の背景と目的

(1) 背景

建設廃棄物は、産業廃棄物全体の排出量の約2割、最終処分量の約1/4（いずれも平成24年度実績：環境省、国土交通省調べ）、不法投棄量の約8割（平成25年度実績：環境省調べ）を占めるものとされており、循環型社会を形成する上で建設廃棄物を含めた建設副産物のリサイクルの推進は重要な課題となっている。特に建築解体廃棄物については、昭和30年代以降に急増した建築物が更新期を迎えており今後は排出量が急増することが予想されるが、その一方で最終処分場については残容量が逼迫している状況にある。

また、建設発生土についても、その有効利用は依然として低迷しており、再利用の推進は重要な課題となっている。

このため、建設副産物の再利用促進、減量化及び適正な処理を図ることが重要であり、本県では、平成14年3月に「茨城県建設リサイクル推進行動計画」を策定し、平成21年3月には、計画の見直しを行い（「茨城県建設リサイクル推進行動計画2009.3」策定）、「茨城県の持続可能な発展」を続けていくために官民一体となって、計画的に建設副産物のリサイクルを推進してきたところである。

しかし、建設副産物全体のリサイクル率が着実に向上している一方で、建設副産物の中には依然として再資源化等が低い品目が残っている。また、平成24年度の建設廃棄物の排出量は、平成20年度より72%増加（茨城県）しており、本計画の「建設工事における基本理念」の第一に掲げられる発生抑制の取り組みは、十分とは言い難い。

さらに、今後、社会資本の維持管理・更新時代の到来や茨城国体2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック関連工事等の本格化により、建設副産物の発生量の増加が想定されることから、発生抑制、再使用、再資源化・縮減、再生資材の利用促進及び建設発生土の有効利用等を更に図っていく必要がある。

(2) 計画の目的

以上のような状況を鑑みて、茨城県における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする「茨城県建設リサイクル推進行動計画2016」を策定した。

本計画は、循環型社会の構築に当たって、建設産業の責務が非常に重いとの認識のもと、建設産業が先導的に3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するための行動計画として策定したものである。

2 建設リサイクルの現状と課題

2. 1 中期的、広域的な主要課題

(1) 将来的な建設副産物の発生量の増加への対応

我が国では、昭和30年代から40年代にかけての高度成長期に大量の社会資本や住宅・建築物が建設された。今後、建設後50年以上経過する社会資本や住宅・建築物の割合が急増することが見込まれ、これらの更新・解体工事の増加に伴う建設副産物の発生量の増加が想定されるため、再生資材についてより一層の利用を図る対策が必要である。

また、これまでの建設リサイクル推進に関する各種施策等により、建設廃棄物の最終処分量が大幅に削減するなど、建設リサイクルについては相当の成果が上がっている。このため、今後は、現在の建設リサイクル水準を維持するため、個別品目毎のリサイクル阻害要因に対する解決方策を重点的に実施すべきである。

さらに、社会資本の老朽化に伴う維持管理・更新型工事の増大、茨城国体2019及び2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた関連工事等が展開される。特に維持管理・更新型工事の増大に対しては、新たな建設リサイクルの対応も求められることとなる。

一方、東日本大震災では、大量に発生した災害廃棄物の処理が課題となった。災害廃棄物は一般廃棄物として扱われ、建設廃棄物とはその取扱いが異なるものの、一部品目については性状等が類似していることから、首都直下地震をはじめとする広域かつ大規模な災害の発生に備え、災害廃棄物を建設資材として円滑に利用できる体制を構築しておくことが有効である。

(2) 顕在化してきた関東地域における建設リサイクルの課題

＜首都圏を中心に＞

高度経済成長期に建築されたビル等の建替えや再開発などにより、コンクリート塊の発生量が増加傾向にある。一方、コンクリート塊を再生処理した再生砕石は、これまで主に道路の路盤材として利用してきたが、その路盤工から施工するこれまでの新設の道路工事から、近年では路盤工を施工しない表層等を切削する道路工事へ移行してきたことにより、道路用路盤材の需要が減少してきた。そのため、再資源化施設での再生砕石の滞留が首都圏を中心に顕在化してきた。その結果、再資源化施設でのコンクリート塊の受入れをストップせざるを得ない状況が、聞き取り調査等により平成22年度頃から発生していることを確認した。

今後東京オリンピック・パラリンピック関連工事による社会資本整備・再開発等が本格化することから、再度滞留問題が発生するおそれがあり、対策が必要である。

<北関東>

管理型最終処分場が少ないため、建設汚泥や廃石膏ボードなどを処分する際、他県まで搬出する必要がある。そこで、建設汚泥等の現場内利用、工事間利用、再生品利用などを促進する必要がある。

また、時期によっては再生砕石の供給が不足して、砕石（新材）を利用するケースがあり、再生砕石の需給調整を行う必要がある。

2. 2 建設廃棄物の現状及び課題

(1) 本県の現状

建設廃棄物の排出量は、平成24年度で225万トンを占めている。このうち、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊で全体の82.7%、186万トンを占めている。以下、多い順に、建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物となっている。また、建設廃棄物の排出量のうち公共土木工事が57.4%、建築工事が34.5%を占めている。

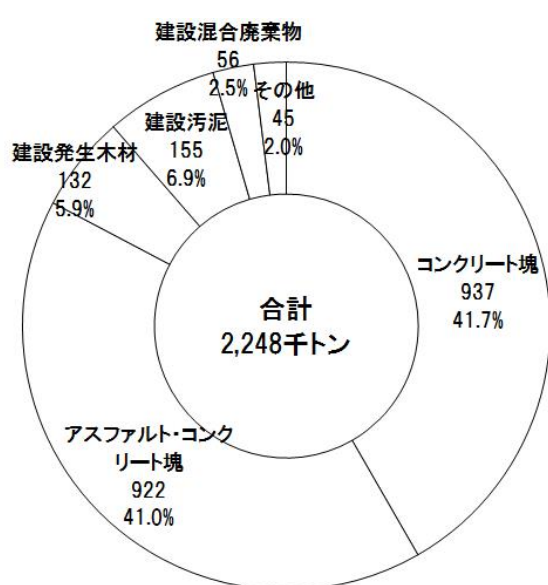


図 2-1 品目別建設廃棄物排出量 (平成 24 年度)

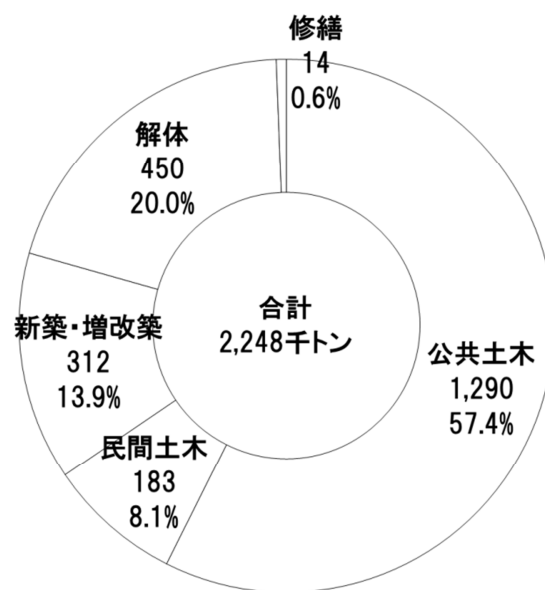


図 2-2 工事区分別建設廃棄物排出量 (平成 24 年度)

※平成24年度建設副産物実態調査結果より (以降の現状についても同様)

建設廃棄物の再資源化・縮減率（リサイクル率）は、コンクリート塊は99.0%，アスファルト・コンクリート塊は99.2%で100%に近くなっており、建設発生木材、建設汚泥は、それぞれ97.7%，83.4%である。一方、建設混合廃棄物は、59.4%であり、依然としてリサイクル率は低くなっている。

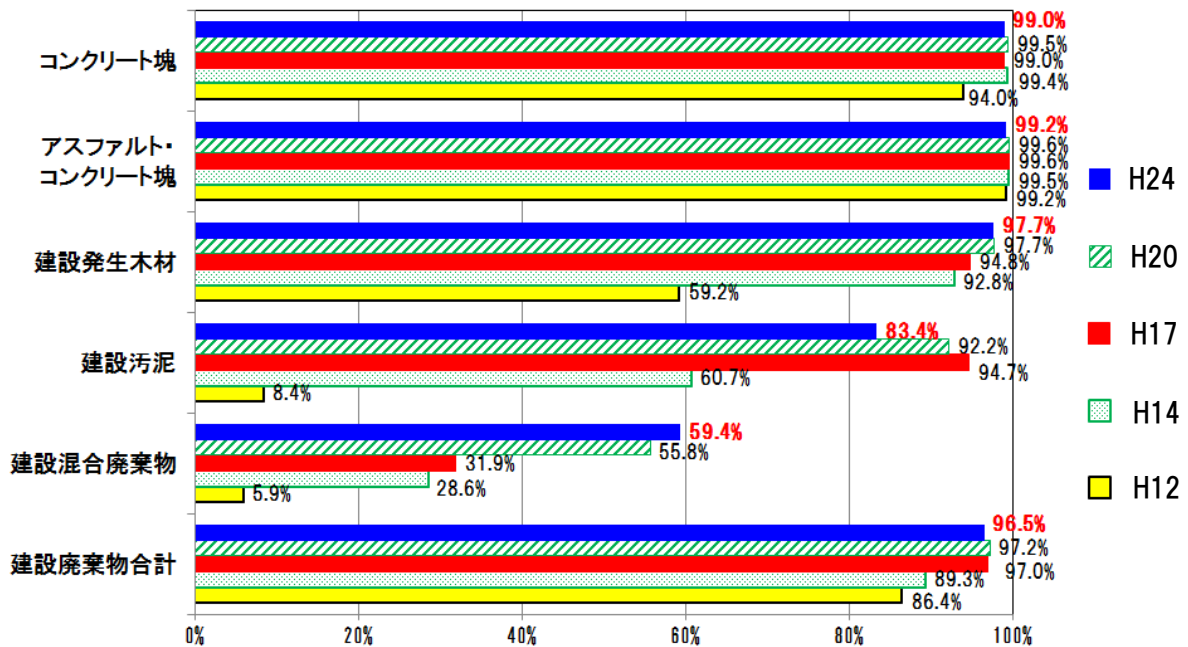


図 2-3 種類別リサイクル率 (平成 12~24 年度)

茨城県建設リサイクル推進行動計画 2009. 3 に対する達成状況

対象品目		平成 24 年度 実績	平成 24 年度 目標
アスファルト・コンクリート塊 コンクリート塊	再資源化率	99.2%	100%
		99.0%	100%
建設発生木材	再資源化率	92.1%	87%
	再資源化・縮減率	97.7%	97%
建設汚泥	再資源化・縮減率	83.4%	98%
建設混合廃棄物	排出量	5.6万トン	H17比30%減 (1.8万トン)
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96.5%	98%

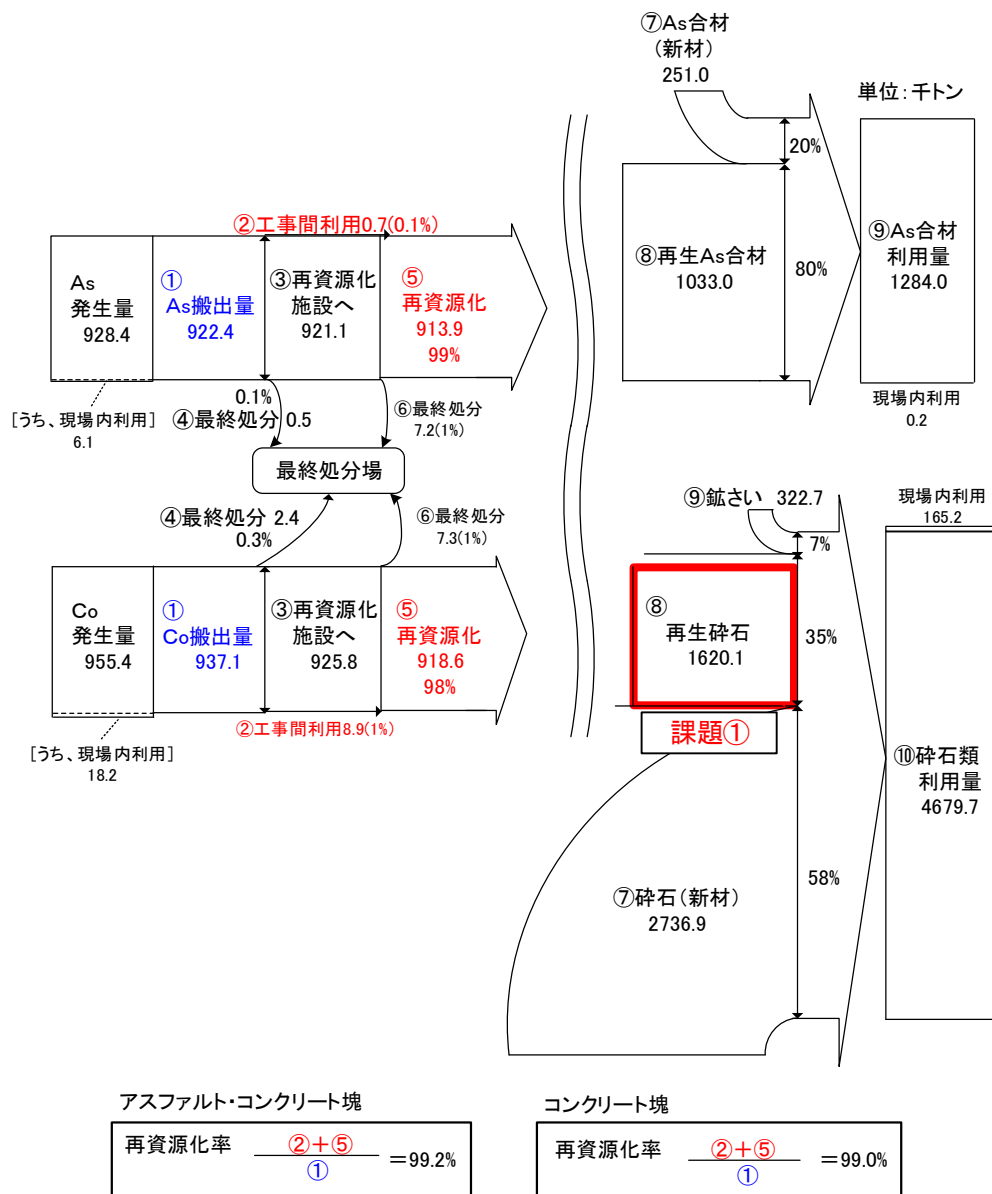
(2) 品目ごとの課題

建設副産物の品目毎の再資源化・縮減率の更なる向上を図るため、現在の品目別リサイクルフローより課題とその要因を分析する。

ア コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊

コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊のリサイクルフローは、以下のとおりであり、この結果より下記の課題がある。

課題1：建設工事における利用量が35%である再生砕石利用の促進が必要。



出典：平成24年度建設副産物実態調査（国土交通省）

コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊のリサイクルフロー

これらの課題については、下記要因があると考えられる。

要因1：再生砕石は砕石（新材）よりも安価（運搬費除く）である場合が多いにもかかわらず

ず、利用可能な箇所（路盤材、埋戻し材・裏込め材、基礎材等）での利用が十分図られていない。

その他の課題

今後、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊を再リサイクルする必要性が高まることから、再生資材を原材料として用いた場合の再生資材の品質を確保することが課題である。

他産業の廃棄物を原料とした舗装材料（再生合材、再生路盤材）が使用されてきており、その再リサイクル技術の開発が必要となる。

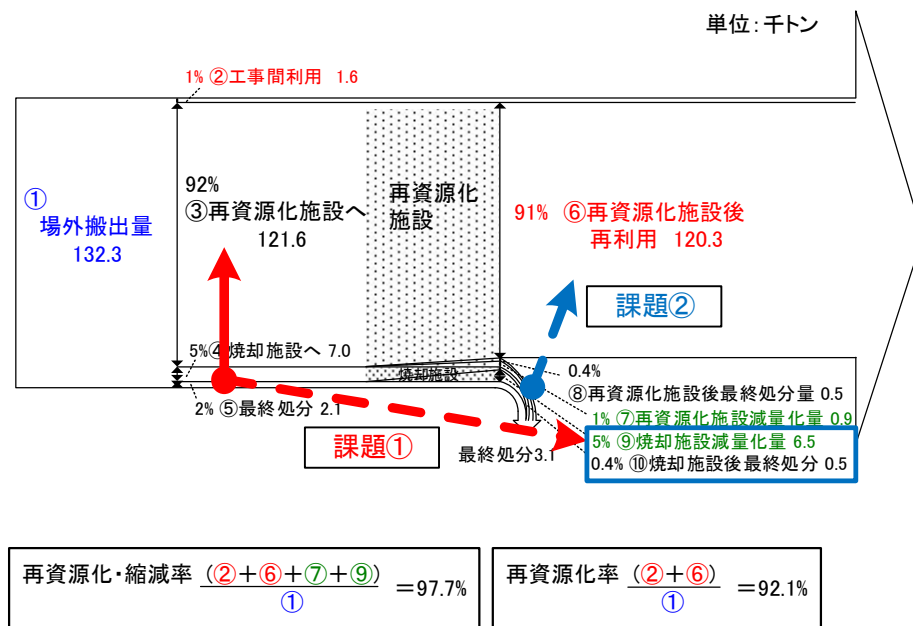
コンクリート塊については、現在の主な再利用用途である再生砕石の需給バランスが、一部の地域や時期で崩れていることから、路盤材以外の新たな利用用途の拡大が必要である。

イ 建設発生木材

建設発生木材のリサイクルフローは、以下のとおりであり、この結果より下記の課題がある。

課題1：直接最終処分2%を再資源化施設等へ搬出できていない。

課題2：焼却施設での熱エネルギー回収の促進が必要。



出典：平成24年度建設副産物実態調査（国土交通省）

建設発生木材のリサイクルフロー

これらの課題については、下記要因があると考えられる。

要因1：直接最終処分している建設発生木材の中には、根、土砂付着木材など再資源化施設あるいは焼却施設で対応可能なものが含まれている。

要因2：導入コストに見合った効果が得られにくい。

要因3：熱回収システムの導入効果への理解が十分浸透していない。

その他の課題

建設発生木材を再資源化したチップの利用先である木質ボード工場が県内に10カ所程度あり、建設発生木材をマテリアルリサイクルする環境は一応整備されていると考えられるが、木質ボードの需要が拡大していないことから、現状では、建設発生木材はサーマルリサイクルとしての利用が主体となってしまう。

マテリアルリサイクル推進のためには、マルチング材、肥料に加えて新たな用途開発・需要拡大が課題となっている。

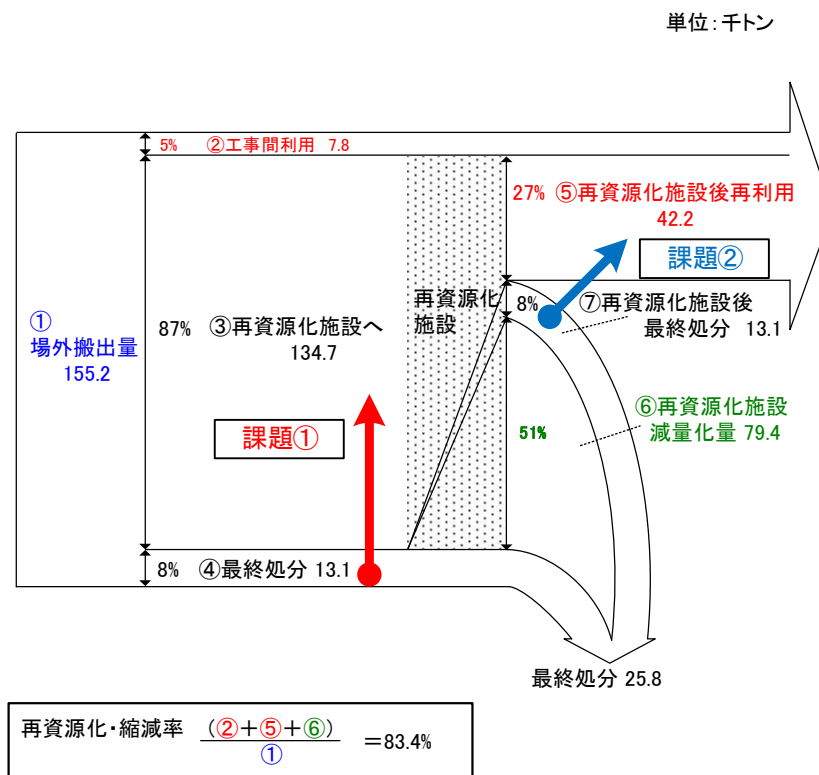
住宅等に使用される木材については、防腐・防蟻処理のためCCA（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤をいう。）を注入したものがあり、この処理を施した木材を不適正に焼却すると、ヒ素が発生するほか、焼却灰に有害物である六価クロム及びヒ素が含まれるおそれがあることから、特に分別解体及び適正処理が課題である。

ウ 建設汚泥

建設汚泥のリサイクルフローは、以下のとおりであり、この結果より下記の課題がある。

課題1：直接最終処分8%を再資源化施設へ搬出できていない。

課題2：施設経由処分8%の再資源化を促進できていない。



出典：平成24年度建設副産物実態調査（国土交通省）

建設汚泥のリサイクルフロー

これらの課題については、下記要因があると考えられる。

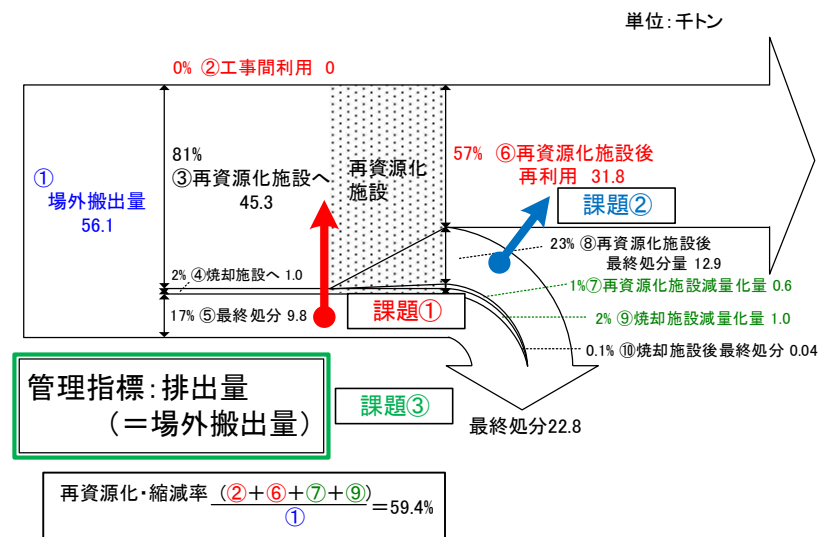
要因1：直接最終処分している建設汚泥の中には、1工事からの発生量が少量であるものなど再資源化施設で対応可能なものが含まれている。

- 要因 2 : 再資源化施設より近距離に処分場があり、施設受入費または最終処分費に、運搬費も含めたコスト比較の結果、直接処分となる場合がある。
- 要因 3 : 建設発生土自体が供給過多の状態であり、建設汚泥処理土に再生しても利用先がなく、民地での活用が難しい。
- 要因 4 : 施設内の再資源化・縮減率（当該施設が受け入れた各建設廃棄物の総量に対する再資源化及び縮減された量の割合）が低い施設が一部存在する（平成 24 年度建設副産物実態調査詳細データより確認）。

エ 建設混合廃棄物

建設混合廃棄物のリサイクルフローは、以下のとおりであり、この結果より下記の課題がある。

- 課題 1 : 直接最終処分 17% を再資源化施設等へ搬出できていない。
- 課題 2 : 再資源化施設後最終処分 23% の再利用を促進できていない。
- 課題 3 : 指標が工事量に影響され、適切な評価が困難。



出典：平成 24 年度建設副産物実態調査（国土交通省）

建設混合廃棄物のリサイクルフロー

これらの課題については、下記要因があると考えられる

- 要因 1 : 直接最終処分している建設混合廃棄物の中には、土砂混じり残渣など再資源化施設で対応可能なものが含まれている。
- 要因 2 : 再資源化施設より近距離に処分場があり、各々の受入費に運搬費も含めたコスト比較の結果、直接最終処分を選択されている。
- 要因 3 : 他品目に比べて再生処理の技術的・人的な手間が大きい。
- 要因 4 : 施設毎に再資源化・縮減率（当該施設が受け入れた各建設廃棄物の総量に対する再資源化及び縮減された量の割合）が異なる（平成 24 年度建設副産物実態調査詳細データより確認）。
- 要因 5 : 経済動向や社会情勢等により建設工事量が変動する。

2. 3 建設発生土の現状及び課題

(1) 本県の現状

搬入土砂利用量は、平成24年度で2,186千m³であり、そのうち公共土木工事が84.3%を占めている。

一方、建設発生土の場外搬出量は、平成24年度3,221千m³と搬入土砂利用量の約1.5倍となっている。このうち公共土木工事が79.9%を占めている。

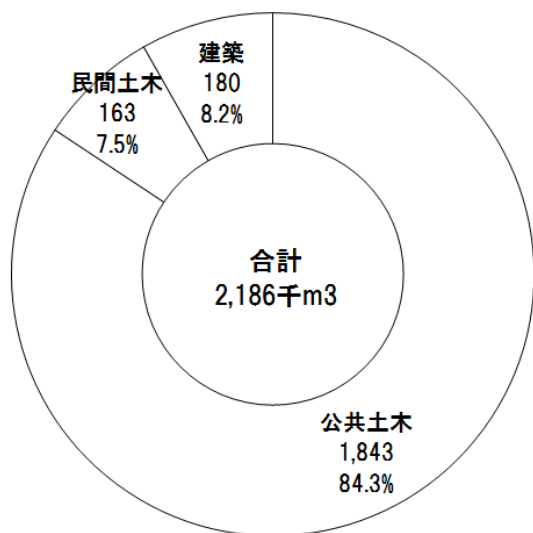


図 2-4 工事区分別土砂利用量 (平成 24 年度)

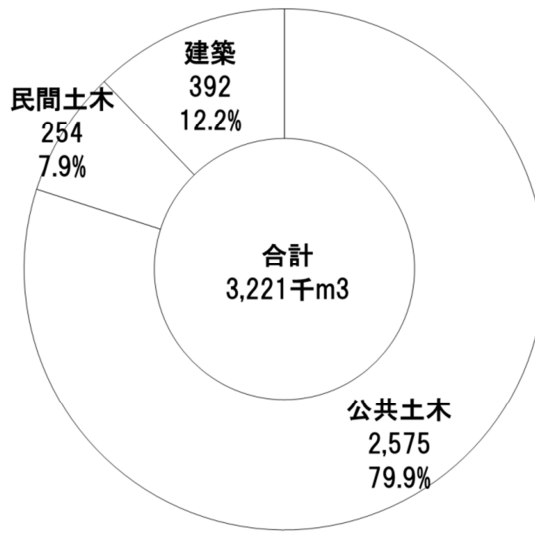


図 2-5 工事区分建設発生土搬出量 (平成 24 年度)

利用土砂の建設発生土利用率は83.8%となっており、上昇傾向にあるものの依然として目標値よりも低くなっている。

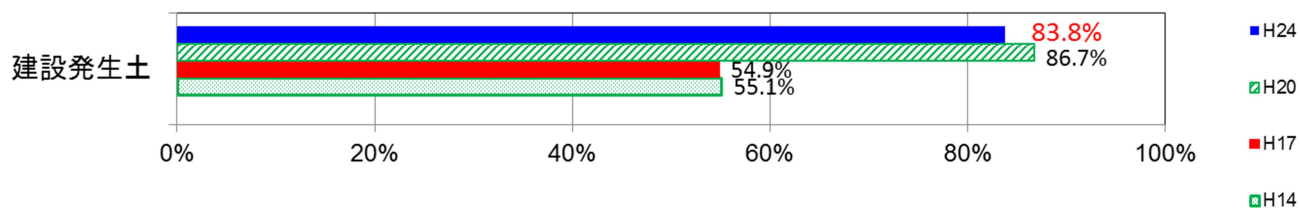


図 2-6 利用土砂の建設発生土利用率 (平成 14~24 年度)

茨城県建設リサイクル推進行動計画 2009. 3 に対する達成状況

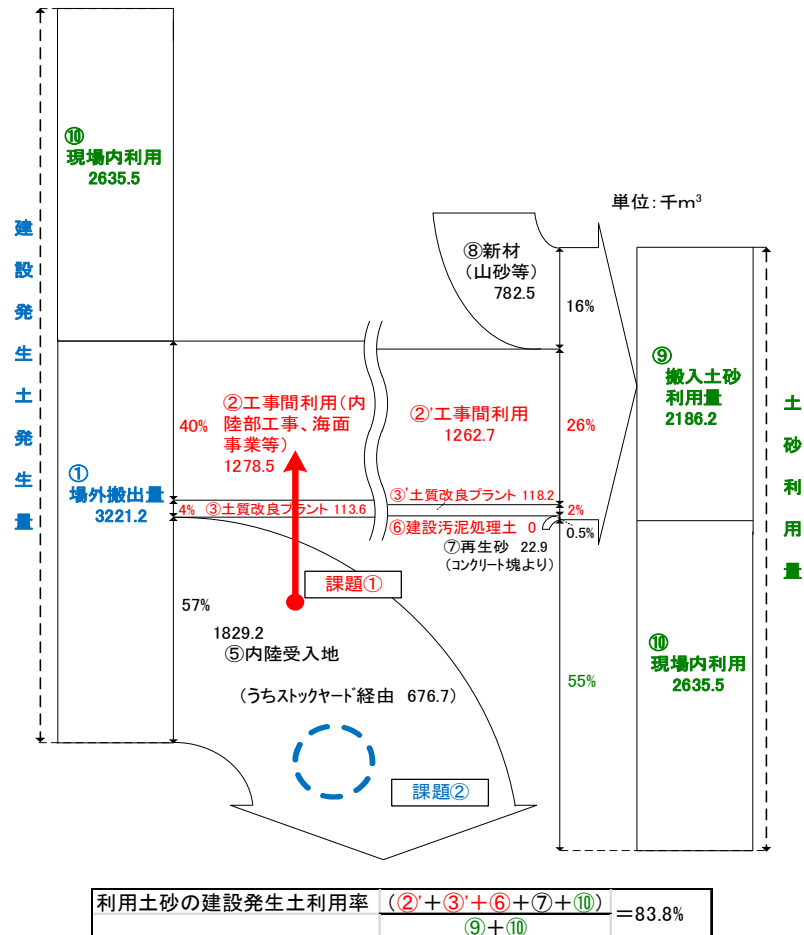
対象品目		平成 24 年度 実績	平成 24 年度 目標
建設発生土	利用土砂の 建設発生土利用率	83.8%	90%

(2) 課題

建設発生土のリサイクルフローは、以下のとおりであり、この結果より下記の課題がある。

課題1：内陸受入地搬出57%を工事間利用できていない。

課題2：民間の一時ストックヤード等での不適切な取扱いによる土砂崩落などが一部ある。



出典：平成24年度建設副産物実態調査（国土交通省）

建設発生土のリサイクルフロー

これらの課題については、下記要因があると考えられる。

要因1：これまでの工事間利用調整は公共機関のみで実施しており、民間事業者との連携が不十分である。

要因2：発生土利用側の公共工事よりも近距離に民間のストックヤードや土捨場があり、コスト比較の結果それらへの搬出を選択している。

搬入土砂利用量は2,186千m³であり、仮にこの全量を建設発生土で利用したとしても1,035千m³(3,221千m³-2,186千m³=1,035千m³)という膨大な量の建設発生土受入地を確保する必要がある。

このため、土砂利用型工事（例：土地造成・区画整理工事）では、茨城県建設発生土情報検索システムやストックヤードを活用して、できるだけ、他工事の建設発生土の利用を図るとともに、膨大に発生する建設発生土を適正に受入れる建設発生土受入地を確保する必要がある。

3 計画の基本的考え方

3.1 計画の対象等

(1) 対象とする工事と計画の期間

本計画は、県内で行われる全ての公共工事及び民間工事を対象とし、平成28年度から平成32年度までの5カ年を計画の期間とする。また、目標の年度は、新県計画に合わせ平成32年度とし、建設リサイクル推進計画2014（以下、「国計画2014」という。）の目標年度に合わせ、平成30年度を中間目標年度として設定する。

(2) 対象とする建設副産物

特に建設発生土、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物を重点対象とする。

3.2 基本理念

(1) 建設工事における基本理念

建設工事の計画・設計段階から工事完了までの各段階における建設副産物のリサイクルを円滑に推進するために必要なこととして、

- ① 建設副産物はそもそも発生させないことが重要であるため、「発生抑制」(reduce)を徹底する必要がある。
- ② 発生した建設副産物の再使用及び再資源化・再生資材利用を促進するため、「現場分別」を徹底する必要がある。
- ③ 建設副産物を廃棄物処理施設等に排出する量を減らすことが必要であるため、同一工事現場内や他の工事現場内において「再使用」(reuse)を徹底する必要がある。
- ④ 資源の循環という観点から「再資源化・再生資材利用」(recycle)を徹底する必要がある。

といったことがあげられる。

そこで、上記に掲げた取り組みを徹底させることをねらいとして「発生抑制の徹底」、「現場分別の徹底」、「再使用の徹底」、「再資源化・再生資材利用の徹底」を基本理念として定める。

また、これらの優先順位としては、廃棄物を極力発生させない、発生しても再使用、再資源化を促進するため現場分別を行い、極力再使用を優先し、さらに再資源化や再生資材の利用を徹底させる、という観点から第1に発生抑制の徹底、第2に現場分別の徹底、第3に再使用の徹底、第4に再資源化・再生資材利用の徹底の順とする。

さらに、これに加えて工事においては、適正処理の確認、条件明示の徹底などが必要であることから、「適正処理の徹底」も基本理念とする。

以上、本計画では「発生抑制の徹底」、「現場分別の徹底」、「再使用の徹底」、「再資源化・再生資材利用の徹底」、「適正処理の徹底」の5つの基本理念を「建設工事における基本理念」として定めることとする。

(2) 建設リサイクル推進のための基本理念

建設リサイクルの推進のためには、個別工事や建設副産物処理の各段階における取り組みのほかに必要なこととして、

- ① 建設副産物の再資源化等に関する技術情報や資材の流れなどを関係者で共有，管理（「情報管理と物流管理」）することが必要である。
- ② 関係者が工事関係者のみならず他産業にまで多岐にわたるため，これらの「関係者の連携強化」が必要である。
- ③ 一般県民等の幅広い関係者の理解，参画が重要であるため，「理解と参画の推進」を図る必要がある。
- ④ リサイクル資材の活用を促進するため，「建設リサイクル市場の育成」が必要である。
- ⑤ 量的には一定の成果が得られている建設リサイクルの質を向上させるため，「技術開発等の推進」が必要である。

などがあげられる。

「建設工事における基本理念」の実現のためには，上記に掲げた取り組み「情報管理と物流管理」，「関係者の連携強化」，「理解と参画の推進」，「建設リサイクル市場の育成」，「技術開発等の推進」を常に心がけ建設副産物リサイクルの推進にあたることが重要である。そこで，本計画ではこれら5つの理念を「建設リサイクル推進のための基本理念」として定める。

(3) いばらき建設リサイクル基本理念2016

本県においては、以下の10の基本理念を「いばらき建設リサイクル基本理念2016」とし、関係者がそれぞれに連携しつつ、総合的に建設副産物リサイクルの推進に取り組むものとする。

【いばらき建設リサイクル基本理念2016】

<建設工事における基本理念>

- (1) 発生抑制の徹底
- (2) 現場分別の徹底
- (3) 再使用の徹底
- (4) 再資源化・再生資材利用の徹底
- (5) 適正処理の徹底

<建設リサイクル推進のための基本理念>

- (1) 情報管理と物流管理
- (2) 関係者の連携強化
- (3) 理解と参画の推進
- (4) 建設リサイクル市場の育成
- (5) 技術開発等の推進

3. 3 建設リサイクル法に基づく分別解体等・再資源化等の徹底

本計画の対象となる建設副産物のうち、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下、「建設リサイクル法」という。）により特定建設資材廃棄物に指定されており、これらの特定建設資材廃棄物については、建設リサイクル法に基づき、分別解体等及び再資源化等を行うものとする。

このため、関係行政機関において、発注者等に対して分別解体等及び再資源化等について普及啓発や指導等をしていくものとする。

3. 4 計画の目標

本計画においては、

- ①建設廃棄物については、最終処分量をゼロとすること
- ②建設発生土については、建設工事に必要となる土砂を原則として工事間利用（ストックヤード及び土質改良プラント経由等を含む）でまかなうことを目指し、本計画の目標年次である平成32年度までに達成すべき目標を次表のとおりとし、より一層の取組の強化を図ることとする。

ただし、「国計画2014」の目標年度と整合を図るため、中間目標として平成30年度の目標値を定める。

本計画の目標

対象品目		平成24年度 実績	平成30年度 目標 (中間目標)	平成32年度 目標
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99.2%	99%以上	99%以上
コンクリート塊		99.0%	99%以上	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	97.7%	98%以上	98%以上
建設汚泥		83.4%	90%以上	90%以上
建設混合廃棄物	排出率	2.5%	2.3%以下	2.1%以下
	再資源化・縮減率	59.4%	60%以上	60%以上
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96.5%	97%以上	97%以上
建設発生土	建設発生土有効利用率	—	80%以上	80%以上

※目標値の定義は次のとおり

<再資源化率>

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

<再資源化・縮減率>

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

<建設混合廃棄物排出率>

- ・全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

<建設発生土有効利用率>

- ・建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合

4 関係者の役割

「いばらき建設リサイクル基本理念2016」に基づき建設副産物のリサイクルを進めるため、関係者は、自らの役割を十分認識し、適切な役割分担の下で、それぞれが連携しつつ積極的に取り組んでいくものとする。

ここで、各関係者の果たすべき役割を以下に示す。

(1) 建築物等の所有者

建築物等の所有者は、自ら所有する建築物等について適切な維持管理及び修繕を行い、建築物等の長期的な使用を図るものとする。

(2) 建設資材の製造者

建設資材の製造者は、端材の発生が少ない建設資材の開発及び製造を行うこと、建設資材の材質、品質等を表示すること、現場分別及び再資源化等が困難となる素材を使わないことなどにより、建設廃棄物の発生の抑制並びに現場分別及び再資源化等の実施が容易となるよう取り組むものとする。

(3) 建築物等の設計者

建築物等の設計者は、設計時において工夫をすることにより、建設廃棄物の発生抑制並びに現場分別及び再資源化等の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減を図るものとする。

また、建設工事発注者の建築物等の用途、構造等に関する要求に対応しつつ、再生資材の使用及びその建築物等の長期的使用に資する設計を行うものとする。

(4) 建設工事の発注者

建設工事の発注者は、発注にあたって、建設廃棄物の発生抑制並びに現場分別及び再資源化等の実施並びに再生資材の使用について明確な指示を行うものとする。

(5) 建設工事の施工者

建設工事の施工者は、建設廃棄物の発生抑制並びに現場分別及び再資源化等を適正に実施するほか、施工方法の工夫、適切な建設資材の選択、施工技術の開発等を行うものとする。

(6) 建設廃棄物の処理者

建設廃棄物について自らその処理を行う事業者及び建設廃棄物を発生する事業者から委託を受けてその処理を行う者（以下、「建設廃棄物の処理者」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）等の規定に基づき、建設廃棄物の再資源化等の処理を適正に実施する。

(7) 県及び市町村

県及び市町村は、先に示す建築物等所有者、設計者、発注者の立場としての役割に加えて、次

の役割を果たすものとする。

県は、建設副産物の発生抑制や再資源化等の推進について計画的に進めるとともに、再生資材の利用促進のための方策を講じるものとする。そのため、必要に応じて調査を実施するとともに情報提供や普及啓発等を行うものとする。

市町村は、国や県の施策と相まって、必要な措置を講ずるものとする。

5 施策体系

茨城県建設リサイクル推進行動計画2016における施策体系を次のとおりとする。

施策体系	具体的施策	対策の対象者 ◎：実施主体 ○：関係者								
		建築物等所有者	建設資材製造者	建築物等設計者	建設工事発注者	建設工事施工者	建設廃棄物処理者 行政			
建設工事における基本理念	発生抑制の徹底	建設副産物の発生抑制		◎	◎	◎	◎		◎	
		建築物等の長寿命化の推進	◎		◎	◎			◎	
	現場分別の徹底	現場の条件に応じた分別等の推進				◎	◎	○	◎	
		再使用の徹底	現場内利用や工事間利用の推進				◎	◎		◎
	建設発生土の利用推進				○	◎	◎		◎	
	再資源化・再生資材利用の徹底	建設廃棄物の再資源化推進	アスファルト・コンクリート塊の再資源化			○	◎	◎	○	◎
			コンクリート塊の再資源化			○	◎	◎	○	◎
			建設汚泥の再資源化			○	◎	◎	○	◎
			建設発生木材の再資源化			○	◎	◎	○	◎
			その他の建設廃棄物の再資源化の推進			○	◎	◎	○	◎
		再生資材の利用推進	再生砕石、再生アスファルト合材の利用拡大		◎	○	◎	○	○	◎
			再生コンクリート、再生コンクリート二次製品の利用促進		◎	○	◎	○	○	◎
			木質系再生資材の利用拡大		◎	○	◎	○	○	◎
			建設汚泥から再生した処理土の利用促進		◎	○	◎	○	○	◎
			その他の再生資材の利用拡大		◎	○	◎	○	○	◎
		認定制度の活用		○	○	◎	○	○	◎	
		リサイクル原則化ルール of 徹底				○	○	○	◎	
		リサイクルモデル工事の推進							◎	
	適正処理の徹底	指定処分及び条件明示の徹底					◎		◎	
適正処理の確認					◎	◎	◎	◎		
建設リサイクル推進のための基本理念	情報管理と物流管理	建設リサイクル推進支援のための情報システムの整備							◎	
		建設副産物物流モニタリング強化			○		○	○	◎	
		建設汚泥処理土等の利用状況の把握			○		○	○	◎	
		再生砕石の利用状況の把握			○		○	○	◎	
	関係者の連携強化	他産業と連携した建設リサイクルの推進					○	○	◎	
	理解と参画の推進	地域に開かれた建設リサイクルの推進	現場における建設副産物対策責任者の設置					◎	○	
			工事現場等の公開・見学会					○	◎	○
		建設リサイクルに係る情報提供・情報発信の推進	建設リサイクルPR用パンフレットの作成・配布及び講習会開催		○	○	○	○	○	◎
		県ホームページ等への建設リサイクル情報の掲載による積極的な情報提供		○	○	○	○	○	◎	
		産業廃棄物多量排出事業者に対する減量化・再資源化計画の作成指導						○	◎	
	建設リサイクル市場の育成	建設リサイクル事例集の活用				○	◎	◎	◎	
	技術開発等の推進	建設廃棄物の再資源化技術	コンクリート塊再資源化技術			○		○	◎	◎
			建設発生木材再資源化技術			○		○	◎	◎
建設関連廃棄物の再資源化技術			○		○	◎	◎			

6 具体的施策

6. 1 民間が取り組むべき施策

6. 1. 1 建築物等の所有者として取り組むべき施策

(1) 発生抑制の徹底

自ら所有する建築物等について，維持管理や修繕に関する計画を作成するなど，適切な維持管理及び修繕を行い，建築物等の長期的使用を推進する。

6. 1. 2 建設資材の製造者として取り組むべき施策

(1) 発生抑制の徹底

工場等における建設資材のプレカット等の実施や端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造，建設資材として使用される際の材質，品質等の表示，現場分別及び再資源化等が困難となる素材を使用しないこと等に取り組むものとする。

(2) 再資源化・再生資材利用の徹底

建設廃棄物の再資源化により得られた物をできる限り多く含む再生資材の開発及び製造に取り組むものとする。

(3) 調査への協力

国等から利用状況（ストック状況）等調査の要請があった場合には可能な限り，これに協力するものとする。

6. 1. 3 建築物等の設計者として取り組むべき施策

(1) 発生抑制の徹底

ア 建設副産物の発生抑制

端材の発生が抑制され，また，現場分別の実施が容易となる設計や施工方法の採用及び建設資材の選択などにより，建設廃棄物の発生抑制が効果的に行われるようにするほか，これらに要する費用の低減を図るものとする。

イ 建築物等の長寿命化の推進

発注者の建築物等の用途，構造等に関する要求に対応しつつ，構造躯体等の耐久性の向上を図るとともに，維持管理及び修繕を容易にするなど，その長期的使用に資する設計を行うものとする。

(2) 再使用の徹底

建設副産物のうち再使用が可能なものを建設資材として使用する設計を行うものとする。

(3) 再資源化・再生資材利用の徹底

ア 建設廃棄物の再資源化推進

建設廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設計時における工夫によ

り、建設廃棄物の再資源化等の実施が効果的に行われるように設計を行うものとする。

なお、建設資材の選択に当たっては、建設廃棄物の再資源化が困難となる有害物質等を含む建設資材を選択しないものとする。

イ 再生資材の利用推進

再生資材をできる限り利用した設計に努め、発注者、施工者へ再生資材利用の働きかけを行うものとする。

6. 1. 4 建設工事の発注者として取り組むべき施策

(1) 発生抑制の徹底

ア 建設副産物の発生抑制

建設副産物の発生を抑制する工法の採用を図るものとする。

イ 建築物等の長寿命化の推進

長寿命化に資する提案の採用等を実施するなど建築物等の用途、構造その他社会資本として要求される性能に応じ技術的及び経済的に可能な範囲で、建築物等の長期的使用に配慮した発注を行うものとする。

(2) 現場分別の徹底

建設副産物の現場分別の徹底を図るものとする。

(3) 再使用の徹底

建設発生土の現場内利用の条件明示や使用済コンクリート型枠の再使用など建設工事に使用された建設資材等のうち再使用が可能なものを建設資材として使用することの徹底を図るものとする。

(4) 再資源化・再生資材利用の徹底

ア 建設廃棄物の再資源化推進

建設廃棄物については、再資源化施設への搬出を徹底し、再資源化を推進する。

イ 再生資材の利用推進

建設資材については、建設廃棄物の再資源化により得られた再生資材をできる限り利用するものとする。

(5) 適正処理の徹底

建設工事の発注に際しては、建設副産物処理に関し搬出先を指定すること等、条件明示を推進する。また、建設廃棄物については、元請者にマニフェストの使用を指導するとともにその使用実績を確認することにより建設廃棄物の適正処理の徹底を図るものとする。

(6) 調査への協力

国等からモニタリング調査等の要請があった場合には可能な限り、これに協力するものとする。

6. 1. 5 建設工事の施工者として取り組むべき施策

(1) 発生抑制の徹底

建設副産物の発生抑制を推進するためには、建設副産物となる可能性のあるものを現場内に極力搬入しないことが重要である。このため、搬入資材の徹底管理、資材のプレカット、梱包材の削減などにより、建設副産物の発生抑制の徹底を図るものとする。

(2) 現場分別の徹底

建設副産物の現場分別の徹底を図るものとする。

(3) 再使用の徹底

建設発生土の現場内利用の条件明示や使用済コンクリート型枠の再使用など建設工事に使用された建設資材等のうち再使用が可能なものについて、現場内利用や工事間利用による再使用の徹底を図るものとする。

(4) 再資源化・再生資材利用の徹底

ア 建設廃棄物の再資源化推進

建設廃棄物の再資源化等を適正に実施するほか、施工方法の工夫、適切な建設資材の選択等により再資源化等の実施が容易となるよう取り組むものとする。

イ 再生資材の利用推進

建設廃棄物の再資源化により得られた再生資材をできる限り利用するため、これを利用することについての発注者の理解を得るよう努めるものとする。

(5) 適正処理の徹底

建設廃棄物については、元請者はマニフェストを発行し建設廃棄物の適正処理の徹底を図るものとする。

(6) 調査への協力

国等からモニタリング調査等の要請があった場合には可能な限り、これに協力するものとする。

6. 1. 6 建設廃棄物処理者として取り組むべき施策

(1) 適正処理の徹底

廃棄物処理法に基づき適正な建設廃棄物の処理を徹底するものとする。

また、建築物等所有者、工事発注者への情報提供・アドバイス、連絡調整等を行うものとする。

(2) 調査への協力

国からモニタリング調査等の要請があった場合には可能な限り、これに協力するものとする。

6. 2 行政が取り組むべき施策

6. 2. 1 「建設工事における基本理念」に対する取り組むべき施策

本県が実施する公共工事においては、民間を先導する観点から、「建設工事における基本理念」に基づいて建設リサイクルの推進に積極的に取り組むものとする。

(1) 発生抑制の徹底

ア 建設副産物の発生抑制

端材の発生が抑制され、また、分別解体等の実施が容易となる設計や施工方法の採用及び建設資材の選択などにより、建設廃棄物の発生抑制が効果的に行われるようにする。

なお、工事の設計にあたっては、リサイクル計画書等の作成を行い、建設副産物の発生抑制、建設リサイクルの推進、再生資材の利用等について総合的に勘案するものとする。

イ 建築物等の長寿命化の推進

設計にあたっては、建築物等の用途、構造等に関する社会資本としての要求に対応しつつ、構造躯体等の耐久性の向上を図るとともに、維持管理及び修繕を容易にするなど、その長期的使用に資する設計を行うものとする。

さらに、所有する既存建築物等について、適切な維持保全を図ると共に、既存建築物の構造躯体などを再利用することで廃棄物の発生抑制等を促進するリノベーション事業の実施を図ることにより、ライフサイクルコストの低減、建設副産物の発生抑制を図るものとする。

(2) 現場分別の徹底

建設工事から発生する建設廃棄物の再資源化を推進するため、分別解体を徹底し、建設廃棄物の混合状態での排出を極力抑制するものとする。

また、国が施策として実施する「建設混合廃棄物の排出削減を促進するための詳細調査・分析」を踏まえ、受注者に対して分別可能な混入物の現場分別ならびに個別品目としての施設への搬出徹底を要請し、取組みを推進する。

(3) 再使用の徹底

建設発生土の現場内利用の条件明示や既設ブロック、使用済コンクリート型枠、橋ゲタ、防御柵等の再使用など建設工事に使用された建設資材等のうち再使用が可能なものについて、現場内利用や工事間利用により、建設資材として使用することを徹底する。

ア 建設発生土

茨城県建設発生土情報検索システムを有効活用し建設発生土の工事間利用を徹底するとともに、工期・土質が合わずに工事間で建設発生土を直接利用できない場合には、(一財)茨城県建設技術管理センターが設置・管理運営するストックヤードを活用して建設発生土の利用を徹底する。

建設発生土の工事間利用が調整できない場合、余剰の建設発生土は適正に処理する必要がある。建設発生土の適正処理については、関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会等と連携しながら、建設発生土登録受入地制度の検討を行う。

その他、国が施策として行っている「建設発生土の官民有効利用の試行マッチング」に協

力するとともに、その結果を活用し県としての取組みを検討する。

また、民地へ建設発生土を搬出する場合は、国の施策を踏まえ、適切に扱う方策を検討する。

(4) 再資源化・再生資材利用の徹底

建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥の再資源化施設への搬出を促進するため国が施策として実施する「直接最終処分の内容の詳細調査・分析」を踏まえ、自発注工事について再資源化施設への搬出徹底のための取組みを推進し、各受注者に対しても再資源化施設への搬出徹底を要請する。

また、建設廃棄物の再資源化を推進するために、国が実施する「建設混合廃棄物や建設汚泥の再資源化率・縮減率が高い優良な再資源化施設の把握」により、優良な再資源化施設への搬出を推進する。

再生資材の利用促進のため、国が導入に向けて検討する「再生資材の利用状況に関する新たな指標（再生資材利用率など）」を参考にし、再生資材の利用徹底及び利用への取組みを推進するとともに本県が認定したリサイクル建設資材の更なる率先利用を図る。

ア 建設廃棄物の再資源化推進

a コンクリート塊の再資源化

コンクリート塊を再資源化施設へ搬出し、再生路盤材、再生基礎材としての再資源化を徹底する。また、現場内の状況を勘案し、現場内へ移動式破砕機を設置し、再生基礎材等として現場内での再資源化に取り組むものとする。

特に、コンクリート塊については、再資源化後の主たる利用用途である再生砕石の需給バランスが一部の地域や時期で崩れていることから、新たな再利用用途の検討を行うこととする。

b アスファルト・コンクリート塊の再資源化

アスファルト・コンクリート塊を再資源化施設へ搬出し、再生アスファルト合材としての再資源化を徹底する。

繰り返し再資源化された再生資材を原材料としたアスファルト・コンクリートの品質確保について評価手法や利用方法の検討を行うこととする。

c 建設発生木材の再資源化

建設発生木材を再資源化施設へ搬出し、木質ボード、製紙原料、燃料、肥料等としての再資源化を徹底する。また、土木工事の伐根材等については、現場内の状況を勘案し、現場内へ移動式破砕機を設置し、マルチング材等として現場内での利用を図る等再資源化に取り組むものとする。

建設発生木材のリサイクルについては、マテリアルリサイクルとサーマルリサイクルの2種類があるが、近年のバイオマス・エネルギー需要の高まりから、マテリアルリサイクル可能な木材チップがサーマルリサイクルされる場合もあるため、適切なリサイクルを推進するための検討が必要である。

d 建設汚泥の再資源化

建設汚泥については、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（H18.6、国土交通省）等に基づいて再資源化を図り、再生利用を推進することとする。

e その他の建設廃棄物の再資源化

その他の建設廃棄物については、再資源化に向けた取り組みを積極的に推進する。

特に、建築工事からは、様々な種類の建築廃棄物が排出されるため、「解体工事実施のガイドライン」を活用し、積極的に再資源化を図ることとする。

イ 再生資材の利用推進

a 再生砕石、再生アスファルト合材の利用拡大

指定工場制度等を活用して再生砕石、再生アスファルト合材の品質を確保し、再生資材の利用を徹底する。

b 再生コンクリート、再生コンクリート二次製品の利用推進

認定制度を活用して、再生コンクリート、再生コンクリート二次製品の品質を確保し、再生資材の利用を推進する。

c 木質系再生資材の利用拡大

木質ボード等木質系再生資材については、いまだ需要量が十分でないこともあり市場での取引が活性化されていない。このため、認定制度を活用し、公共事業において木質系再生資材を率先して利用し、需要量や利用用途を拡大し市場の整備を目指す。

d 建設汚泥から再生した処理土の利用推進

認定制度を活用し、建設汚泥から再生した処理土の利用推進を図る。

建設汚泥処理土は、建設発生土と併せて関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会や都県ブロック協議会で利用調整を行い、有効利用を図る。

現場内・工事間利用等を促進するため、国が施策として取りまとめた先進的な利用事例（自ら利用、個別指定制度の活用、汚泥処理土利用など）を活用するとともに、広く周知し関係者の理解促進・意識向上を図る。

「建設汚泥マニュアル（関東版）」の普及促進や公共工事におけるグリーン購入法調達方針に基づく建設汚泥を再生した処理土の利用推進を図る。

建設汚泥処理土の利用が円滑に行えるように、生活環境部との連携を強化する。

e その他の再生資材の利用拡大

認定制度を活用し、建設業以外の産業（他産業）の廃棄物を原料とする再生資材について、品質、安全性、再リサイクル性、経済性などを考慮しながら利用を推進する。

f 認定制度の拡大

再生アスファルト合材、再生砕石や建設汚泥処理土等の再生資材については、既に認定制度を導入しているが、今後、その他のリサイクル建設資材についても同制度の対象として認定資材の拡大を図る。

ウ リサイクル原則化ルールの推進

あまりにもリサイクル費用が過大となる場合には費用をただ過大にかけるのではなく、今後は費用対効果にも配慮しながら取り組むべきであるが、当面の間、これまでどおり「リサイクル原則化ルール」に従って、建設副産物の再資源化施設への搬出、再生資材利用を徹底する。

エ リサイクルモデル工事の推進

建設副産物のリサイクルを推進するにあたり、民間工事を先導する観点から、県発注工事におけるリサイクルモデル工事の対象をさらに拡大し実施していくものとする。

また、市町村工事においてもリサイクルモデル工事の実施について検討を要請する。

(5) 適正処理の徹底

ア 指定処分及び条件明示の徹底

工事間利用、再資源化施設への搬出について指定処分を徹底するとともに、建設副産物の指定処分にあたっては、処理方法、処分先や受入条件等の条件を明示して、建設リサイクルの推進に必要な経費を適正に計上する。

イ 適正処理の確認

廃棄物処理法では、全産業廃棄物にマニフェストの使用が義務づけられていることから、請負者にマニフェストの提出を求める等、適正処理の確認を実施する。

6. 2. 2 「建設リサイクル推進のための基本理念」に対する取り組むべき施策

建設リサイクルの関係者は、工事発注者、工事請負者・解体工事業者のみならず、産業廃棄物処理業者、リサイクル資材製造者及び関係他産業までの広い範囲に及ぶ。また、一般県民も発注者として、建設リサイクルの関係者になりうる。

このため、建設リサイクル推進に向けた、広い視野で取り組みを実施する必要がある。

(1) 情報管理と物流管理

ア 建設リサイクル推進支援のための情報システムの活用

茨城県建設発生土情報検索システム、建設リサイクルデータ統合システム（CREDA S入力システム）について、その活用を推進する。また、建設リサイクルデータ統合システム（CREDA S入力システム）を用いて、建設リサイクルに関する実態を把握する。

イ 建設副産物物流モニタリング強化

建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥の搬出状況や直接最終処分へ搬出している要因を把握するため、国が実施するモニタリング調査に協力する。

再資源化・縮減率の状況変化を早期に確認するため、国が実施する建設副産物物流のモニタリング調査に協力する。

ウ 再生砕石の利用状況の把握

再生砕石の利用促進・用途拡大をする上で必要となる利用状況について把握するため、フォローアップ調査を実施する。

エ 建設汚泥処理土の利用状況の把握

県発注工事等における建設汚泥処理土等の利用状況を把握するため、フォローアップ調査を実施する。

(2) 関係者の連携強化

ア 計画の推進体制と関係機関との連携

本計画は、官民が一体となって建設副産物の円滑なりサイクルを推進するため、県と茨城県建設副産物リサイクル推進協議会が策定しており、茨城県建設副産物リサイクル推進協議会を通じて建設リサイクルに関わるすべての関係機関と密接に連携するとともに、県民の理解と参画を得て建設副産物のリサイクルを推進する。

イ 他産業と連携した建設リサイクルの推進

他産業等の廃棄物を原料とした舗装材料（再生合材，再生路盤材）の使用については，品質の確保を確認し，更なる使用方法の拡大について検討を行う。

（３）理解と参画の推進

ア 建設リサイクルに係わる情報提供・情報発信の推進

a 建設リサイクルPR用パンフレットの作成・配布及び講習会開催

建設リサイクル意識向上のためのパンフレットの作成・配布，関係者などに対する講習会を定期的に開催する。また，建設リサイクルの専門家を小中学校に派遣し建設リサイクルの情報提供事業（「出前講座」）を実施する。

b 県ホームページ等への建設リサイクル情報の掲載による積極的な情報提供

建設リサイクルに関する各種情報，県内の実態及び各種の活動や取組みなどに関して県ホームページ等において情報の発信を行うなど積極的に情報提供を実施する。

イ 地域に開かれた建設リサイクルへの推進

a 現場での建設副産物対策責任者の設置

建設工事現場において建設副産物対策の責任者を設置し，これを掲示・情報開示することによりリサイクル・適正処理を徹底する。

b 工事現場等の公開・見学会

リサイクルモデル工事の公開・見学会の開催，「指定工場」として登録された再資源化施設の公開などにより，建設リサイクルに関する県民とのコミュニケーション活動を官民が一体となって積極的に推進する。

ウ 産業廃棄物多量排出事業者に対する減量化・再資源化計画の作成指導

廃棄物処理法の規定に基づき，産業廃棄物多量排出事業者に対する減量化・再資源化計画の作成を指導する。

（４）建設リサイクル市場の育成

ア 建設リサイクル事例集の活用

建設副産物のリサイクル推進の徹底を図るため，建設副産物のリサイクルの取組事例を集めた「建設リサイクル事例集」（関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会）を活用する。

（５）技術開発の推進

ア 建設廃棄物等の再資源化技術の活用

再生骨材や建設発生木材等の再資源化技術をモデル工事などで積極的に検討・採用する等，新技術の普及を図るものとする。

イ 建設関連廃棄物の再利用技術

下水汚泥，浄水汚泥等の再資源化技術を積極的に採用する等，新技術の普及を図るものとする。

7 計画のフォローアップ

(1) 実施方法

本計画に示した各種施策の実施状況や目標の達成状況については、国が実施する建設副産物実態調査の結果及び、「関東地方建設副産物利用方策等連絡協議会」を通じた活動により、フォローアップ調査を実施し、効率的かつ効果的な施策の実施を図ることとする。

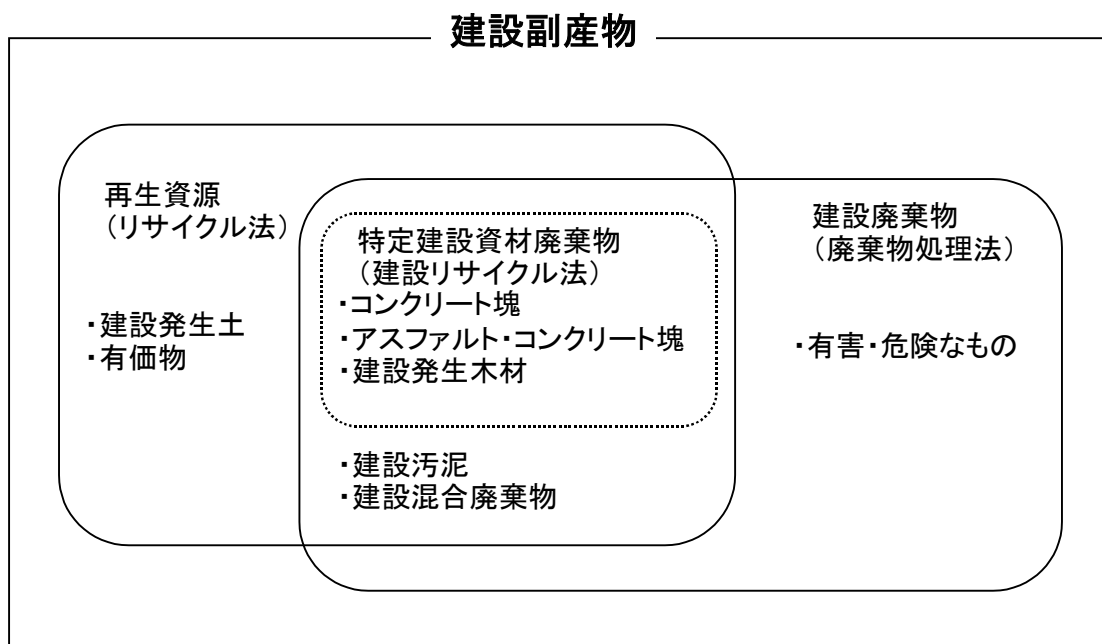
(2) 計画の見直し

本計画は、フォローアップの結果や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

用語解説

《建設副産物》

建設工事に伴い副次的に得られる物品をいう。具体的には、建設廃棄物及び建設発生土等をいう。



《建設廃棄物》

建設副産物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号。いわゆる「廃棄物処理法」）に規定する廃棄物に該当するものをいう。代表例として、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、紙くず、廃プラスチックなどがある。

《建設発生土》

建設工事に伴い副次的に発生する土砂をいう。

《建設発生木材》

建設工事に伴い発生する木くずをいう。具体的な例では、建築解体工事での廃木材、建築新築工事での木質材料の端材、木製型枠材、土木工事における伐採木、伐根材がある。

《建設汚泥》

建設汚泥とは、港湾、河川等の浚渫土、泥水等を使用しない掘削泥土以外であって、建設工事に係る掘削工事に伴って排出されるもののうち、含水率が高く粒子が微細で泥状のものをいう。

また、粒状が直径74ミクロンを超える粒子を概ね9.5%以上含む掘削物にあっては、容易に水分を除去できるので、ずり分離等を行って泥状の状態（注1）ではなく流動性を呈さなくなった

ものであって、かつ、生活環境の保全上支障のないものは土砂として扱うことができる。

なお、地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。この土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点（注2）で行うものとする。

（注1） 泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積みできず、また、その上を人が歩けない状態をいい、この状態は土の強度で示す指標でいえば、コーン指数がおおむね 200kN/m²以下又は、一軸圧縮強度がおおむね 50kN/m²以下である。

しかし、掘削物を標準仕様ダンプトラック等に積み込んだときには泥状を呈していない掘削物であっても、運搬中の練り返しにより泥状を呈するものもあるので、これらの掘削物は「汚泥」として扱う。

（注2） 掘削工事から排出されるとは、水を利用し、地山を掘削する工法においては、発生した掘削物を元の土砂と水とに分離する工程までを掘削工事としてとらえ、この一体となるシステムから排出される時点で判断する。

《建設混合廃棄物》

建設廃棄物であって安定型産業廃棄物に該当するもの（金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず等）とそれ以外の廃棄物（木くず、紙くず等）が混在したものをいう。

（「建設廃棄物処理指針」（厚生省監修 H11.4）より）

《再使用》

現場内や工事間で建設副産物をそのまま利用することをいう（リユース）。

《リサイクル率》

建設廃棄物の場合は、工事現場からの排出量に対する工事間利用量及び再資源化施設搬入後の再利用量・減量化量の割合で算定する。

$$\text{建設廃棄物リサイクル率} = \frac{\text{工事間利用量（有償売却等）} + \text{再資源化後の再利用量・減量化量}}{\text{工事現場からの排出量}}$$

建設発生土の場合は、宅地造成や盛土、埋戻し等に使用する土砂量に対する工事現場から発生する土砂（改良したものを含む）で賄う割合で算定する。

$$\text{建設発生土リサイクル率} = \frac{\text{工事間利用量（工事間直接、ストックヤード経由、土質改良）}}{\text{工事現場外から調達した土砂利用量}}$$

《発生抑制》

建設工事の計画・設計段階で建設副産物の発生量を抑制する工法を選定すること、建設副産物の発生量を抑制する資材を選定すること。

《減量化》

脱水、乾燥、焼却等の中間処理を行い、建設副産物の重量又は容積を減らすことをいう。

《再生資材》

建設資材のうち、その原材料の一部及び全部に廃棄物を用いたものをいう。

《建設副産物実態調査（センサス）》

建設リサイクルに関する政策提案に必要なデータ把握のため、全国規模の調査として、建設省（現、国土交通省）が平成7年度より5年毎に実施している調査であり、民間を含む建設工事について、建設副産物の品目別の排出量や再利用率等を調査している。

《自ら利用》

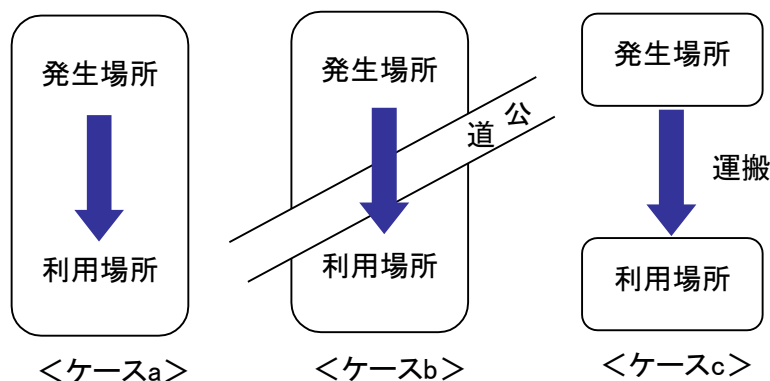
「自ら利用」とは、産業廃棄物の有用性を高め他人に有償売却できる性状にしたものを占有者（注1）が使用することをいう。

（注1）占有者とは、産業廃棄物の排出事業者であり、建設汚泥の場合は一般には建設汚泥が発生する工事の元請施工者である。したがって、同一発注者の工事であっても元請施工者が異なる他現場（他工区）での利用は「自ら利用」に該当しない。

一方、同一元請施工者が「自ら利用」する場合は、利用工事及び利用場所については廃棄物処理法上は特段の制約はない。「自ら利用」における発生場所と利用場所の関係を次図に示す。発生場所が同一敷地内での利用<ケース a>のみならず、公道を挟む隣接する敷地内<ケース b>や、発生場所以外の工事<ケース c>でも「自ら利用」が可能である。ただし、改質前の建設汚泥を運搬する場合には、産業廃棄物としての取扱いが必要となる。

また、発生工事と利用工事の発注者が異なっても、発生工事元請施工者と利用工事元請施工者が同一であれば、発注者の承諾を得て「自ら利用」が可能である。

ただし、「自ら利用」は「有償売却」に比較して「有用物」（有価物たる性状を有するもの）であることの客観的な証明は難しいので、その利用が産業廃棄物の不適正な処分と見なされないよう、必要に応じて都道府県等の所管部署に連絡することが必要である。



《有償売却》

「有償売却」とは、占有者が取引者へ副産物またはそれを処理したものを渡し、占有者が取引者より売却代金を受け取ることをいう。「有償売却」されるものは、廃棄物ではないことから、廃棄物処理法の適用を受けないこととなる。

ただし、形式的、脱法的な「有償売却」（売却代金の他に高額の運搬費を設定し、購入者が結果的に利用を得るような場合など）は廃棄物の「処理」として取り扱われ、廃棄物処理法違反となる場合がある。また、「有償売却」できる有価物と称して、売却の決定していないものをストックヤードに貯蔵（仮置き）してはならない。このような行為についても、廃棄物処理法やその他法令の違反となる場合がある。

このようなことから、「有償売却」できるものとは、「自ら利用」の場合と同様、その利用用途に応じた適正な品質を有するものでなければならない。

《個別指定制度》

「再生利用指定制度」のひとつ。「再生利用指定制度」には、個別指定制度と一般指定制度があり、「廃棄物処理法」において、再生利用されることが確実である産業廃棄物のみの処理を業として行う者を都道府県知事等が指定し、産業廃棄物処理業の許可を不要とすることによって再生利用を容易に行えるようにした制度である。

建設汚泥については、一般指定が行われた事例はない。

①個別指定制度

指定を受けようとする者の申請を受け、都道府県知事等が再生利用に係る産業廃棄物を特定した上で再生利用業者を指定する制度。再生利用業者には、「再生輸送業者」と「再生活用業者」があり、建設工事において発注者、元請業者とも異なる他の工事から排出される建設廃棄物の再生活用を行おうとする場合は、利用しようとする発注者又は元請業者が再生活用業者となり得る。

②一般指定制度

都道府県等が再生利用に係る産業廃棄物を特定した上で、当該産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行う者を一般的に指定する制度。

（「最新建設廃棄物処理指針」（厚生省監修，H11.4）より）

《建設汚泥の「再生利用認定制度」》

再生利用認定制度とは、一定の廃棄物の再生利用について、その内容が生活環境の保全上支障がない等の一定の基準に適合していることについて環境大臣が認定する制度で、認定を受けた者については処理業及び施設設置の許可を不要とすることにより、再生利用を容易に行えるようにする制度である。

この制度の廃棄物として建設汚泥が指定されている。指定の条件は次のとおり。

①対象建設汚泥：シールド工法もしくは開削工法を用いた開削工事、杭基礎工法、ケーソン基礎工法もしくは連続地中壁工法に伴う掘削工事又は地盤改良工法を用いた工事に伴って生じた無機性のもの。

②利用場所及び用途：スーパー堤防の築造材（地表から1.5m以上の深さの部分に用いられるものに限る）。

- ③有害物等：有害物の溶出基準値は、土壤環境基準と同様。ただし、試験方法は、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法によることになっている。
- ④強度：コーン指数が 400kN/m²以上または一軸圧縮強度が 100kN/m²以上。
- ⑤その他：スーパー堤防の築造材として必要な品質が確保されていること。

《産業廃棄物多量排出事業者》

廃棄物処理法第 12 条の 1 の 5 に基づき、都道府県知事が、当該都道府県の区域内においてその事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生じる事業場を設置している事業者のうち当該事業者に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成するよう支持した事業者をいう。

＜建設リサイクル法関係＞

《再資源化》

分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く）ができる状態にする行為。及び、建設資材廃棄物であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用できる状態にする行為。

《縮減》

建設資材廃棄物について、焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設資材廃棄物の大きさを減じる行為をいう。

《特定建設資材》

建設資材のうち、建設資材廃棄物となった場合におけるその再資源化が資源の有効な利用及び廃棄物の減量を図る上で特に必要であり、かつ、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認められるものとして政令で定めるもの。政令では、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る資材、木材、アスファルト・コンクリートが定められている。

《再資源化等》

再資源化及び縮減。

参考資料 茨城県の建設副産物等の状況及びリサイクル状況

平成7年度 茨城県 建設副産物等の状況

	公共土木					民間 土木	建築			合計	【参考】 関東計	
	国	公団・事 業団	県	市町村	計		新築	解体	小計			
建設 副 産 物 搬 出 量	建設アスファルト・コンクリート塊	59	40	649	657	1,405	23	19	6	25	1,453	12,448
	建設コンクリート塊	26	15	101	223	365	4	91	200	291	660	9,217
	建設発生木材	0	0	0	1	1	0	27	140	167	168	1,919
	建設汚泥	19	8	80	98	205	6	80	-	80	291	4,131
	建設混合廃棄物	0	0	3	4	7	0	76	28	104	111	2,218
	その他	-	-	-	-	-	-	14	10	24	24	452
	計 (千トン)	104	63	833	983	1,983	33	307	384	691	2,707	30,385
建設発生土 (千m3)	331	367	4,240	5,896	10,834	325	802	-	802	11,961	98,777	
資 材 利 用 量	土砂 (千m3)	911	214	1,681	2,897	5,703	412	248	-	248	6,363	36,268
	砕石 (千トン)	86	416	3,740	6,649	10,891	308	593	-	593	11,792	60,967
	アスファルト合材 (千トン)	158	67	1,317	1,212	2,754	61	126	-	126	2,941	22,164

注1：現場内利用を含まない。「-」は集計対象外を表す。

2：建設廃棄物の「その他」は金属くず、廃プラスチック、紙くずの合計。

平成7年度 茨城県 建設副産物等のリサイクル状況

	公共土木					民間 土木	建築			合計	【参考】 関東計	
	国	公団・事 業団	県	市町村	計		新築	解体	小計			
建設 副 産 物	建設アスファルト・コンクリート塊	95.2	60.5	94.3	92.2	92.4	94.3	92.7	92.7	92.7	92.5	88.7
	建設コンクリート塊	90.2	96.8	96.8	84.1	88.6	69.5	71.9	75.1	73.1	81.6	81.0
	建設発生木材	0.0	0.0	0.0	78.3	78.3	0.0	76.5	79.0	78.8	78.8	49.0
	建設汚泥	0.0	4.7	0.0	14.9	7.3	51.9	0.9	-	0.9	6.5	15.6
	建設混合廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	45.5	12.3	36.6	34.2	27.5
	その他	-	-	-	-	-	-	71.4	70.0	70.8	70.8	46.7
	計 (%)	76.6	62.0	85.2	82.2	82.5	83.6	49.4	70.1	60.9	77.0	68.8
建設発生土 (%)	10.3	10.1	8.3	9.4	9.0	0.0	22.8	-	22.8	9.7	13.0	
資 材 利 用	土砂 (%)	3.6	17.3	22.0	19.1	17.4	0.0	74.2	-	74.2	18.5	38.1
	砕石 (%)	23.3	7.9	11.0	8.8	9.6	55.5	47.7	-	47.7	12.7	25.9
	アスファルト合材 (%)	19.0	71.6	34.7	50.4	41.6	18.0	37.3	-	37.3	40.9	26.7

注1：建設廃棄物の値は、再利用・減量化率を表す。

2：建設発生土の値は、他工事等への搬出率を表す。

3：資材の値は、利用量に占める再生材（土砂の場合は、建設発生土、改良土、再生砂）の割合を表す。

4：建設発生木材は、再資源化施設への搬出率を表す。

平成12年度 茨城県 建設副産物等の状況

		公共土木					民間 土木	建築			合計	【参考】 関東計
		国	公団・事 業団	県	市町村	計		新築	解体	小計		
建設 副産物 搬出 量	建設 アスファルト・コンクリート塊	254	31	278	436	999	23	23	6	29	1,051	8,570
	建設 コンクリート塊	51	12	177	192	432	60	51	271	322	814	9,735
	廃棄物 建設発生木材	4	1	7	5	17	2	39	72	111	130	1,393
	建設汚泥	1	8	52	23	84	13	22	-	22	119	3,795
	建設混合廃棄物	1	0	3	2	6	5	54	36	90	101	1,633
	その他	-	-	-	-	-	-	13	28	41	41	565
	計 (千トン)	311	52	517	658	1,538	103	202	413	615	2,256	25,691
建設発生土 (千m3)	498	118	2,195	2,252	5,063	379	264	-	264	5,706	46,387	
資材 利用 量	土砂 (千m3)	1,560	49	894	1,015	3,518	341	26	-	26	3,885	25,973
	砕石 (千トン)	971	64	799	1,001	2,835	261	136	-	136	3,232	34,569
	アスファルト合材 (千トン)	294	248	870	668	2,080	72	44	-	44	2,196	14,049

注1：現場内利用を含まない。「-」は集計対象外を表す。

2：建設廃棄物の「その他」は金属くず，廃プラスチック，紙くずの合計。

平成12年度 茨城県 建設副産物等のリサイクル状況

		公共土木					民間 土木	建築			合計	【参考】 関東計
		国	公団・事 業団	県	市町村	計		新築	解体	小計		
建設 副産物	建設 アスファルト・コンクリート塊	100.0	100.0	98.9	98.9	99.2	100.0	100.0	100.0	100.0	99.2	99.4
	建設 コンクリート塊	98.0	100.0	98.3	99.5	98.8	100.0	100.0	83.8	86.3	94.0	98.0
	廃棄物 建設発生木材	50.0	0.0	42.9	0.0	29.4	50.0	30.8	81.9	64.0	59.2	41.0
	建設汚泥	100.0	0.0	85.7	60.0	76.5	100.0	87.2	93.1	91.0	89.2	87.7
	建設混合廃棄物	0.0	25.0	0.0	21.7	8.3	0.0	13.6	-	13.6	8.4	32.9
	その他	0.0	-	0.0	50.0	16.7	20.0	7.4	0.0	4.4	5.9	13.2
	計 (%)	99.0	86.5	88.0	95.9	93.6	83.5	59.4	73.8	69.1	86.4	81.6
建設発生土 (%)	33.7	29.7	28.8	19.0	25.0	39.8	37.9	-	37.9	26.6	33.1	
資材 利用	土砂 (%)	35.9	71.4	49.8	30.8	38.5	68.3	11.5	-	11.5	40.9	66.1
	砕石 (%)	18.6	57.8	51.6	47.7	39.0	46.4	33.8	-	33.8	39.4	34.3
	アスファルト合材 (%)	55.4	5.2	67.8	91.2	66.0	45.8	31.8	-	31.8	64.8	68.2

注1：建設廃棄物の値は，再利用・減量化率を表す。

2：建設発生土の値は，他工事等への搬出率を表す。

3：資材の値は，利用量に占める再生材（土砂の場合は，建設発生土，改良土，再生砂）の割合を表す。

4：建設発生木材は，再資源化施設への搬出率を表す。

平成17年度 茨城県 建設副産物等の状況

		公共土木					民間 土木	建築			合計	【参考】 関東計	
		国	公団・事 業団	県	市町村	計		新築	解体	修繕			小計
建設 副 産 物 搬 出 量	建設	90.0	55.9	192.3	305.3	643.5	32.2	14.2	6.2	0.2	20.4	696.3	7,786.6
	建設	42.0	20.5	107.4	99.7	269.6	30.9	60.6	232.6	0.2	293.2	593.7	7,883.6
	副産物	1.9	2.6	11.7	5.2	21.4	4.1	24.3	31.0	0.0	55.3	80.9	1,174.1
	物	0.8	5.1	79.0	21.4	106.2	3.8	11.9	0.0	0.0	11.9	122.0	4,567.2
	搬出	0.7	0.3	0.7	3.0	4.7	4.8	11.8	4.1	0.2	15.9	25.5	916.5
	量	0.4	0.4	2.6	5.2	8.7	7.0	48.3	28.3	0.1	76.6	92.3	1,453.5
	計 (千トン)	135.8	84.8	393.7	439.8	1,054.1	82.8	171.2	302.0	0.7	473.2	1,610.8	23,781.4
建設発生土 (千m3)	523.0	313.8	1,072.9	1,478.1	3,387.9	130.8	309.7	14.6	0.2	324.2	3,842.9	38,708.7	
資 材 利 用 量	土砂 (千m3)	1,481.3	474.9	1,573.9	1,179.3	4,709.4	137.7	289.3	572.0	1.6	348.1	5,195.2	35,398.0
	砕石 (千トン)	1,147.9	257.4	721.8	605.5	2,732.7	108.1	109.7	55.9	0.1	165.7	3,006.5	25,973.0
	アスファルト合材 (千トン)	270.8	209.6	1,283.0	1,080.8	2,844.3	94.2	354.2	13.3	0.1	367.6	3,306.0	34,569.0
	計 (千トン)	135.7	68.1	635.8	453.4	1,293.0	59.2	155.1	5.3	0.1	160.5	1,512.7	14,049.0

注1：建設発生土の資材利用の値は、上段が現場内利用含む値、下段が現場内利用除く値。

平成17年度 茨城県 建設副産物等のリサイクル状況

		公共土木					民間 土木	建築			合計	【参考】 関東計	
		国	公団・事 業団	県	市町村	計		新築	解体	修繕			小計
建設 副 産 物	建設	99.1	99.9	99.8	99.5	99.6	99.7	99.8	99.9	99.9	99.7	99.6	99.0
	建設	97.5	91.5	99.0	99.6	98.4	95.9	99.7	99.9	99.7	99.9	99.0	98.7
	副産物	56.7	35.9	59.8	72.5	72.5	80.6	83.1	72.5	33.5	77.2	72.7	68.9
	物	89.1	89.3	90.3	90.3	93.9	96.9	96.6	95.8	84.3	96.1	94.8	93.4
	搬出	29.1	61.5	99.1	91.0	95.1	96.9	90.6	95.0	75.5	90.6	94.7	74.8
	量	19.0	21.6	22.2	9.6	13.6	45.9	29.8	43.4	15.2	33.1	31.9	41.8
	計 (%)	97.6	94.9	98.9	98.2	98.1	94.0	91.3	97.5	73.1	95.2	97.0	91.0
建設発生土 (%)	63.9	56.7	70.8	64.2	65.5	23.4	78.5	100.0	70.2	79.4	65.3	58.8	
資 材 利 用	土砂 (%)	67.9	83.7	80.3	63.7	72.6	76.3	71.8	50.2	92.6	68.3	72.4	83.6
	砕石 (%)	58.6	69.9	57.1	29.3	52.8	69.9	25.6	49.1	0.0	33.5	52.3	68.1
	アスファルト合材 (%)	22.1	26.1	30.2	27.2	28.0	19.1	7.6	32.1	24.4	8.5	25.6	25.9
	計 (%)	64.5	67.1	72.5	96.5	79.8	64.3	33.8	97.4	100.0	35.9	74.5	77.1

注1：建設廃棄物の値は、再利用・減量化率を表す・

ただし、建設発生木材は、上段が再資源化施設での再利用・減量化率、下段が焼却施設での縮減を含む値。

2：資材の値は、利用量に占める再生材（土砂の場合は、建設発生土、土質改良土、再生砂）の割合を表す。

3：建設発生土の資材利用の値は、上段が現場内利用除く値、下段が現場内利用含む値。

平成20年度 茨城県 建設副産物等の状況

		公共土木					民間 土木	建築				合計	【参考】 関東計
		国	特殊法人等	県	市町村	計		新築	解体	修繕	計		
建設副産物搬出量	建設発生土	57.6	22.9	58.4	186.0	324.8	32.2	26.5	3.0	0.0	29.5	386.6	5,180.8
	建設発生土	11.7	19.8	81.9	75.7	189.0	47.4	90.0	261.3	1.2	352.5	588.9	8,154.9
	建設発生木材	8.7	18.3	8.5	5.0	40.4	5.2	23.8	56.6	0.1	80.5	126.1	1,153.3
	建設汚泥	3.3	1.9	38.7	28.1	72.0	7.6	35.3	0.0	0.0	35.3	114.9	2,190.2
	建設混合廃棄物	0.5	1.3	1.1	0.5	3.3	0.8	27.5	7.9	0.4	35.8	40.0	1,003.5
	その他	0.2	0.5	1.1	0.9	2.6	0.8	32.6	9.8	0.1	42.6	46.1	483.4
	計 (千トン)	81.9	64.6	189.5	296.1	632.2	94.0	235.9	338.5	1.9	576.3	1,302.5	18,166.0
	建設発生土												
	(千m ³)	249.4	324.7	814.9	1,057.0	2,446.1	170.7	317.8	0.0	0.4	318.2	2,935.0	31,755.0
資材利用量	土砂	766.8	564.1	1,190.0	888.8	3,409.8	269.0	297.1	0.0	0.5	297.5	3,976.4	23,362.8
	土砂	603.6	366.6	560.9	360.8	1,891.9	133.6	115.2	0.0	0.4	115.6	2,141.0	13,138.1
	砕石	385.7	262.9	1,479.7	1,853.1	3,981.4	253.5	358.7	0.0	3.2	361.9	4,596.8	27,726.7
	砕石												
	(千トン)	111.8	25.5	339.6	522.2	999.1	56.5	54.0	0.0	0.9	55.0	1,110.6	10,346.2

注1：建設発生土の資材利用の値は、上段が現場内利用含む値、下段が現場内利用除く値。

平成20年度 茨城県 建設副産物等のリサイクル状況

		公共土木					民間 土木	建築				合計	【参考】 関東計
		国	特殊法人等	県	市町村	計		新築	解体	修繕	計		
建設副産物搬出量	建設発生土	100.0	100.0	98.3	99.9	99.6	99.8	98.9	99.5	98.7	99.0	99.6	98.5
	建設発生土	99.9	99.9	99.6	99.8	99.7	98.9	99.5	99.5	94.9	99.5	99.5	97.3
	建設発生木材	99.5	100.0	89.5	97.9	97.4	97.0	95.9	98.8	99.0	97.9	97.7	89.5
	建設発生木材	97.3	99.9	86.0	89.4	95.2	87.6	79.6	97.3	94.3	92.0	92.9	79.1
	建設汚泥	99.9	99.2	96.4	86.9	92.9	94.5	90.3	100.0	-	90.3	92.2	84.6
	建設混合廃棄物	49.6	75.3	71.8	71.2	70.0	52.0	59.6	38.3	33.0	54.6	55.8	52.8
	その他	91.3	93.7	96.0	96.5	95.5	56.5	95.1	97.9	20.8	95.5	94.8	94.0
	計 (%)	99.6	99.4	97.9	98.5	98.6	98.0	92.4	97.9	74.8	95.6	97.2	93.1
建設発生土													
	(%)	83.4	94.8	76.5	57.0	71.2	45.1	64.9	100.0	96.6	65.0	69.0	49.2
資材利用量	土砂	88.0	93.4	90.1	81.1	87.8	74.1	84.9	100.0	80.5	84.9	86.7	82.1
	土砂	84.7	89.9	77.8	53.5	77.7	44.3	61.1	-	78.8	61.2	74.7	67.7
	砕石	18.6	33.4	29.8	30.6	29.3	45.5	86.0	-	43.2	85.6	34.6	43.2
	砕石												
	(%)	51.8	89.2	92.8	100.0	91.9	87.6	93.0	-	100.0	93.1	91.7	89.5

注1：建設廃棄物の値は、再利用・減量化率を表す・

ただし、建設発生木材は、上段が再資源化施設での再利用・減量化率、下段が焼却施設での縮減を含む値。

2：資材の値は、利用量に占める再生材（土砂の場合は、建設発生土、土質改良土、再生砂）の割合を表す。

3：建設発生土の資材利用の値は、上段が現場内利用除く値、下段が現場内利用含む値。

平成24年度 茨城県 建設副産物等の状況

		公共土木					民間 土木	建築				合計	【参考】 関東計
		国	特殊法人等	県	市町村	計		新築	解体	修繕	計		
建設副産物搬出量	建設発生土	86.1	254.4	161.8	290.5	792.8	57.8	59.3	11.1	1.5	71.8	922.4	7,565.2
	アスファルト・コンクリート塊	86.1	254.4	161.8	290.5	792.8	57.8	59.3	11.1	1.5	71.8	922.4	7,565.2
	コンクリート塊	95.9	51.2	124.7	121.2	392.9	50.2	115.1	369.3	9.6	494.0	937.1	8,867.8
	建設発生木材	12.3	12.2	9.3	7.0	40.8	10.9	29.9	50.4	0.3	80.6	132.3	1,454.5
	建設汚泥	4.7	3.3	7.5	33.1	48.7	58.3	47.8	0.1	0.3	48.2	155.2	3,310.6
	建設混合廃棄物	1.7	2.0	1.2	1.7	6.6	2.0	36.6	9.9	1.1	47.6	56.1	1,040.9
	その他	3.2	0.7	2.2	2.3	8.4	3.5	23.1	8.8	0.8	32.8	44.7	591.5
計 (千トン)	203.9	323.8	306.7	455.8	1,290.2	182.6	311.7	449.6	13.7	775.0	2,247.8	22,830.5	
建設発生土 (千m3)	710.3	51.9	914.6	898.5	2,575.4	253.8	376.3	1.4	14.4	392.0	3,221.2	29,621.7	
資材利用量	土砂	1,383.0	612.4	1,354.9	884.4	4,234.7	202.8	326.9	47.4	9.8	384.2	4,821.7	35,572.4
	(千m3)	796.1	335.0	464.9	247.2	1,843.2	163.2	149.0	21.0	9.8	179.8	2,186.2	14,256.9
	砕石 (千トン)	684.9	186.1	1,196.7	1,773.8	3,841.5	324.4	495.1	14.5	4.2	513.7	4,679.7	29,952.6
	アスファルト合材 (千トン)	111.8	197.2	322.6	499.4	1,130.9	87.1	65.1	0.7	0.2	65.9	1,284.0	10,345.4

注1：建設発生土の資材利用の値は、上段が現場内利用含む値、下段が現場内利用除く値。

平成24年度 茨城県 建設副産物等のリサイクル状況

		公共土木					民間 土木	建築				合計	【参考】 関東計
		国	特殊法人等	県	市町村	計		新築	解体	修繕	計		
建設副産物搬出量	建設発生土	99.3	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2	64.9	98.5	99.2	99.7
	アスファルト・コンクリート塊	99.3	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2	64.9	98.5	99.2	99.7
	コンクリート塊	99.3	99.2	97.4	99.2	98.7	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2	99.0	99.5
	建設発生木材	93.0	99.3	97.9	98.9	97.0	98.6	96.3	98.9	96.7	97.9	97.7	95.8
	建設汚泥	91.4	94.1	87.6	96.3	92.2	96.4	95.3	89.3	85.7	91.5	92.1	92.3
	建設混合廃棄物	95.8	95.2	71.2	81.1	82.0	72.7	97.7	97.4	96.7	97.7	83.4	81.9
	その他	22.1	60.4	43.2	34.9	40.7	60.2	62.4	58.8	75.7	61.9	59.4	72.1
計 (%)	88.7	89.0	92.1	84.2	88.4	92.6	77.9	74.4	93.5	77.3	80.6	93.7	
建設発生土 (%)	98.0	98.9	97.5	97.6	98.0	90.1	92.8	97.8	93.2	95.7	96.5	95.4	
資材利用量	土砂	21.6	49.5	79.6	70.0	59.7	65.6	49.4	61.4	8.8	48.0	58.7	44.8
	(%)	21.6	49.5	79.6	70.0	59.7	65.6	49.4	61.4	8.8	48.0	58.7	44.8
	砕石 (%)	74.5	83.2	96.2	87.8	85.5	75.0	69.7	61.2	99.4	69.4	83.8	91.1
	アスファルト合材 (%)	55.8	69.3	89.0	56.4	66.7	68.9	33.5	12.2	99.4	34.6	64.2	77.7
砕石 (%)	27.4	35.5	46.5	42.6	40.8	51.3	40.9	36.9	47.9	40.8	41.5	43.3	
アスファルト合材 (%)	67.5	19.3	92.9	100.0	80.7	89.6	64.0	100.0	100.0	64.5	80.5	84.9	

注1：建設廃棄物の値は、再利用・減量化率を表す。

ただし、建設発生木材は、上段が再資源化施設での再利用・減量化率、下段が焼却施設での縮減を含む値。

2：資材の値は、利用量に占める再生材（土砂の場合は、建設発生土、土質改良土、再生砂）の割合を表す。

3：建設発生土の資材利用の値は、上段が現場内利用除く値、下段が現場内利用含む値。